

17 構内車両規定

(目 的)

第1条 この規定は、大学構内（駐車場を含む）の諸車両に関する騒音防止及び交通秩序の維持と事故防止のためにこの規定を定める。

※以下車両とは、自動車、自動二輪車、原付き自転車をいう。

(車両登録の手続き及び提示)

第2条 車両乗り入れ許可申請は各年度初めに必ず教学課に手続きをしなければならない。

その他変動があった場合速やかに届け出なければならない。

2 車両乗り入れ許可された者は、当該許可証を車両内に提示しなければならない。

(交通安全教育)

第3条 車両保有者は、大学及び学友会が主催する交通安全教育を受講しなければならない。

(駐車場)

第4条 駐車場の場所並びに使用区分は、「校舎配置図」に示すとおりとする。

2 諸車両（自転車を含む）は全て指定した場所に置かなければならない。

3 学生車両は駐車場以外全て進入禁止とする。

(その他)

第5条 構内駐車場も道路交通法準用地域であるので定められた規則、標示及び指示に従わなければならない。

構内速度15km以下とする。

2 前各条の規程を破ったり交通事故や交通違反、又大学の指定した学生駐車場以外に駐車し、再三の注意にも改めない者は許可の取消しや処分を行う。